

浦安市建設工事等の入札及び契約の過程に関する苦情の処理要領

制 定 平成19年10月1日

施 行 平成19年10月1日

(設 置)

第1条 この要領は、浦安市が行う入札及び契約の手續の公平性・公正性の確保と透明性の向上を図るため、入札及び契約の過程に関する苦情の処理の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる事業は、市が発注した建設工事その他の事業であって、第4条各号に掲げる範囲とする。

(苦情処理)

第3条 入札及び契約の過程に関する苦情の処理は、次のとおり行うものとする。

- (1) 契約担当課長及び事業発注所属長は、入札及び契約の過程に関する苦情があった場合には、適切に説明するものとする。
- (2) 前号の説明に対し不服のある場合には、書面により苦情の申立てを受け付けるものとする（以下「苦情申立て」という。）。
- (3) 前号の苦情申立てに対する回答に対し不服のある場合には、再度の苦情の申立てを受け付けるものとする（以下「再苦情申立て」という。）。

(苦情申立て)

第4条 苦情申立てができる者及びその範囲は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、苦情申立てができる者は、浦安市入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）に限り、浦安市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は浦安市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者を除く。

(1) 一般競争入札

入札参加資格確認申請をした者のうち、当該一般競争入札の参加者として資格がないとされたことに対し不服がある者は、市長に対して資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の業種に登録がある者のうち、当該指名競争入札の参加者として指名されなかったことに対し不服がある者は、市長に対して指名されなかった理由について説明を求めることができる。

(3) 随意契約

プロポーザル方式又はコンペ方式により契約の相手方を選定する手續に参加した者のうち、当該契約の相手方として選定されなかったことに対し不服がある者は、市長に対して選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

第5条 苦情の申立ては、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に市長に対

して別記第1号様式を提出することにより行わなければならない。

(1) 一般競争入札 参加資格がない旨の通知をした日から起算して7日（浦安市の
休日を定める条例（平成元年条例第14号）第1条に規定する市の休日（以下「休
日」という。）を含まない。）以内

(2) 指名競争入札 市長が当該入札の結果を公表した日から起算して7日（休日
を含まない。）以内

(3) 随意契約 市長が当該選定の結果を公表した日から起算して7日（休日を含
まない。）以内

2 苦情申立てがあった場合は、市長は、却下すべき場合を除き、速やかに浦安市入
札等審査会（以下「審査会」という。）に審議を依頼するものとする。

（苦情申立てへの回答）

第6条 市長は、苦情申立てを行った者（以下「苦情申立者」という。）に対し、審
査会の審議を踏まえた上で、審査会からの審議の報告を受けた日から起算して7日
（休日を含まない。）以内に別記第2号様式により回答するものとする。ただし、
多数の苦情申立てがあるときその他やむを得ない事情があるときは、7日を超える
ことができる。

（苦情申立ての却下）

第7条 市長は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認
められるときは、その苦情申立てを却下することができる。

2 前項の規定による却下は、別記第3号様式により行うものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8条 市長は、苦情申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及びその回答を速やか
に公表するものとする。

（再苦情申立て）

第9条 第6条の規定による回答を受けた苦情申立者であって、その回答に不服がある
者は、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

（再苦情申立ての方法）

第10条 再苦情申立ては、第6条の規定による回答を受けた日から起算して7日（休
日を含まない。）以内に、市長に対して別記第1号様式を提出することにより行わ
なければならない。

2 再苦情申立てがあった場合は、市長は、却下する場合を除き、速やかに浦安市入
札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てへの回答）

第11条 市長は、再苦情申立てを行った者（以下「再苦情申立者」という。）に対し、
委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日から起算し
て7日（休日を含まない。）以内に別記第3号様式により回答するものとする。た
だし、多数の再苦情申立てがあるときその他やむを得ない事情があるときは、7日
を超えることができる。

（再苦情申立ての却下）

第12条 市長は、申立期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立てを却下することができる。

2 前項の規定による却下は、別記第3号様式により行うものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第13条 市長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立書及びその回答を速やかに公表するものとする。

(入札手続の執行)

第14条 苦情申立て及び再苦情申立ては、入札手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月30日から施行する。

別 記
第 1 号様式

苦情（再苦情）申立書

年 月 日

浦安市長 様

所在地
名称
代表者
電話番号

⑩

次のとおり苦情（再苦情）を申し立てます。

1 苦情（再苦情）申立ての対象とする事業

2 苦情（再苦情）申立ての理由

第2号様式

浦 第 号
年 月 日

様

浦安市長

苦情（再苦情）申立てに対する回答

年 月 日付けで提出された苦情（再苦情）申立てに対し、次のとおり回答します。

- 1 苦情（再苦情）申立ての対象とする事業
- 2 苦情（再苦情）申立ての理由
- 3 回答内容

問い合わせ先

部 課

第3号様式

浦 第 号
年 月 日

様

浦安市長

苦情（再苦情）申立てに対する却下通知

年 月 日付けで提出された苦情（再苦情）申立てに対し、次のとおり却下したので、通知します。

- 1 苦情（再苦情）申立ての対象とする事業
- 2 苦情（再苦情）申立ての理由
- 3 却下理由

問い合わせ先

部 課